

「判例データベース」にみる形態素解析技法の検証

稲垣 直樹¹

【抄録】

一般的に「日本語全文検索用データベース」は、検索速度と再現率の向上、適合率の低減問題が、経済的に成立するかのトレードオフ問題を解決することにあるとされている。

多くの「全文検索用データベース」は、速度向上技法として「検索用インデックス・テーブル方式」を採用している。そのテーブル作成は「辞書」と「形態素解析ソフト」を使って機械的に処理している。

本報告は、3種の異なる商用「判例データベース」²を実務的な同一任意語で検索し、その検索結果から、検索用インデックスや前段階工程である「法律辞書」³と「日本語形態素解析ソフト」利用の成果の出来映えを、構文解析的に比較検証したものである。

検索結果が判例を探す目的に合致しているか……の視点で、商用「判例DB」の有用性を実測した。同一任意語検索における結果の考察から、独特の構文をもつ「判例DB」には、法律分野専門の「形態素解析ソフト」も必要であり、また「判例DB」の再現率や適合率向上のため、将来の「判例用連想語検索」への道程を示すものである。

The morphological analysis of a precedent judicial Data Base, and the subject on a systems configuration items for future Judicial Data Base.

Reported by Naoki Inagaki 2004-dec-4

It is supposed as a generality that it is the database for Japanese full-text database in solving the trade-off problem of whether improvement in reference speed and recall and the reduction problem of precision are materialized economically.

This report searches two sorts of different business "a judicial precedent database" with the same practical arbitrary word, and carries out comparison verification of the performance of the result of the "law dictionary" which is an index for reference, and a generation process, and "morphological-analysis software" use in syntactic analysis from the reference result.

Commercial "a judicial precedent DB" usefulness was surveyed with the viewpoint of whether the reference result has agreed for the purpose which looks for a judicial precedent.

The "morphological-analysis software" for law business is required for the "judicial precedent DB" which has peculiar syntax from consideration of the comparison result in the same arbitrary word reference. Moreover, the concrete material for judicial precedents "associative word reference" was extracted for the recall of the future "judicial DB", or the improvement in precision.

¹ 多摩大学総合研究所 CRO センター e-mail: ja2anx-1@yc4.so-net.ne.jp

² 裁判所が裁判結果を「判決文」の形で記録に残す行為で、判決文そのものは国民の公共財 (Public Domain) であり、広く公開 (フライバシー保護から仮名処理) され、広く国民のアクセス権を保障するものである。第1章で概観するように「判決文」は膨大な数であり、従来は慣行として、有用と思われる「判決文」を抽出し公開されて来た。人為的抽出の過程を経たのでそれを「判例」と称している。厳密には「判例」は「判決文」のほんのわずかな数の例示に過ぎない。本稿では「判例」を中心としたデータベースを「判例DB」と呼称する。

³ 「同意語・同義語辞書」「法律用語辞書」「法律背景説明辞書」等ソーラス辞書また「引用表記法」の統一が望まれる。

第1章 「判例 DB」のソースデータ

ここでは本邦の「判例 DB」の歴史を鳥瞰しながら、現在商用ベースにある「判例 DB」構築上の与件を考察する。

本邦では、法曹界専門誌として「紙」媒体である雑誌類が 1950 年頃『判例タイムス』誌、『判例時報』誌、『法律新聞』（途中で中断あり）が創刊され本格的に普及を始めた。

デジタル化は、パソコン性能の向上に合わせて第 1 期 CD-ROM 利用による「パッケージ型判例 DB」や「オンライン判例 DB」（昭和 63 年頃から）が本邦の萌芽期と言える。 デジタル化第 2 期は「判例 DB」を中核に、文献情報や関連雑誌に引用の自動リンク機能で自動連動させた DVD 利用の「付加価値型判例 DB」（平成 12 年頃から）へとステージを移している。

第 1 期から第 2 期へステージが移っているにもかかわらず、その中核部分である「判例 DB」構造は（テキスト DB）は共通な課題を抱えたままである。

DB 内容の品質問題や検索のユーザー・インターフェース面より、DB の量自体の拡大が目された期でもあった。

「判例 DB」は、平成 16 年に開設された法科大学院設立を契機として、ソクラテスメソッド教育と法臨床教育がプロセス重視の教育のための電子教材と認識され「紙の洪水状態」から脱却しつつある。また「付加価値型判例 DB」で、VPN 配信¹も始まり、ソクラテスメソッド教育を前提とした自宅学習が必須の姿になってきている。

欧米に比べて 2～30 年遅れている姿を、早急にキャッチアップしつつあるように見えるが、欧米が「sui generis right 法」概念で新しい DB を拡大しつつあるのに比べ、本邦では「著作権法」の呪縛が大きな壁となり、差を埋め切れていないのでないか。

（1）対象データ数

「判例 DB」を構築する上で対象データ数は、DB 規模の大きさや使用ソフト、機械規模が検索パフォーマンス（操作性）に影響する要因となり、経済性追求面（価格面）で主要な要素となる。

最近の裁判件数から、一般に接することが可能な判例数、そして雑誌・書籍に引用され解説・論文掲載になる件数を鳥瞰し、DB の規模を概観する。

裁判件数の把握は、訴訟手続の三審構造に即して

- ① 地方裁判所は、第一審+控訴+再審 の件数
- ② 高等裁判所は、第一審+控訴+上告+再審 の件数
- ③ 最高裁判所は、特別上告+上告+上告受理+再審 の件数

①+②+③ …………… 第 1 式

「判例 DB」対象としては、上記件数から「調停+和解+督促+保全命令」を除いた件数となる且つそれぞれ裁判所における訴訟手続別に、

前年未済+当年新受-当年既済=当年未済 件数 …………… 第 2 式

として通年で処理されてゆくので、DB 追加の対象は当年既済件数にある。

また 社会が事後検証の救済型訴訟社会への移行で毎年処理件数が増加傾向にある。特に①民事調停事件や少額訴訟事件の急増、②平均審理期間の短縮化 ③地裁の判例が掲載されることもあるが高裁の判例が取り上げられないことも多いので、大まかな DB 規模を想定するための総数把握は、最高裁

¹ 参照第 2 図 法科大学院までは IPsec-VPN、Proxy 経由し学外接続は IPsec-VPN、SSL-VPN 等で自宅学習体制

と高裁の既済件数を母数に見立てられる。

直近3年間の推移をみる

		年間既済件数 最高裁+高裁	合計 (対象概数)	『判タ、判時』誌と「判例DB」 で取上げられた判例数	『法律文献雑誌記事索引』で 取り上げられた判決文件数
民事	平成15年	4,774+18,722	23,496	年平均 400~500件 【参考平成15年】 判タ誌：497件 判時誌：472件 <L社判例検索システム> 平成14年度 699件 平成13年度 1378件 平成12年度 1673件	年平均 300~400件 【参考平成13年】 評釈記事判例：339件
	平成14年	4,872+18,448	23,320		
	平成13年	4,419+18,316	22,735		
刑事	平成15年	2,778+8,876	11,654		
	平成14年	2,499+8,347	10,846		
	平成13年	1,998+7,629	9,627		

(第1表：裁判件数母数考察 出典『裁判所データブック2004』(財)判例調査会)

各種法律雑誌に掲載される判決文は、年間約4~500件が掲載されている。

(最近、判決文が長くなりより難解になり、コメント・評釈部分が相対的増加した分、掲載件数は減少傾向にある)

世に出た判例文につき年間約2~30倍の2~30,000件の評釈や解説・判例研究・論文が引用文献情報となり、一般に提供⁵されている。

『Jurist』誌、創刊号から1250号まで(解説・論文が中心で判例文は搭載されていない)で、約40,000件弱の引用判例数であったので、有用といわれる判例数はそんなに膨大ではない。

大審院以降、これまでの有用なる判例数は、10~15万件と云われて来た。当面の「判例DB」の規模である。これらDBアイテムは、削除される事なく、毎年上記のデータが追加されてゆく。また、現在実績値データ収集目的の東京高等裁判所における判決文全部のデジタル化実験で、経済的合理性が認められ、全国裁判所に適応されれば、対象ソースデータ数は飛躍的な増加を見ることになる。

(2) データ収集法

DBソースは、従来、法曹界関係者向けに『法曹時報』『最高裁判所判例集』『下級裁判判例集』『無体財産権関係裁判例集』等に加え、出版業界の法律出版社(判例タイムス社、判例時報社等数十社)、大学の紀要で取上げられた「紙」媒体に記述されていた「判例文」をOCR変換し、デジタル・データとせざる得ない状況にある。国の官報・通達類、公告物のペーパー・レス化が遅れた分野であったので、大学での試行や民間で商用化され始めている。

(3) DBの形態・性質

・蓄積型データベースでNon-RDBS型

一度出された「判決文」そのものは、裁判所で原文保存され閲覧に供されることになる。判決文は写しが仮名処理され判決文自体は追加・変更されることなく保存され、そのため「判例DB」はどんどん追加される蓄積型である。

判決文構成は、①事件名②ユニークな「裁判所名+事件番号」③判決日付④判示事項⑤判決要旨⑥参照条文⑦に加え、⑧主文⑨事実・理由⑩裁判官署名で構成される。④⑤⑧⑨が日本語で記述され可変部分である。込み入った事件になるとこの部分が1万文字を超えA4用紙で2~300枚に達することがある。この主要部分は可変長データを扱うこととなる。

審級時には事実および理由に記述された文章から、異論を発見したり自分の主張との差を発見する

⁵ 最高裁判所平成15年『法律文献雑誌記事索引』(財)法曹会刊、『判例年報』判例タイムス社刊

ので、長文になっても詳細な事実説明や理由があるのである。

実務面からは文献情報と合いまって、ほぼ固定長である②③①が検索のキーとして利用される。先達の解説・論文等は事件番号や判例が記載されている出典表示があるのでことはたたり。判例そのものを採し出す探索・研究面では、任意語による全文対象の検索をしたり、参照条文から対象を絞り込むのである。

よって、スキームが規格化され内容更新も定型化されたものを対象とするリレーショナル・データベース (RDBMS) 構造では不向きである。

(4) テキストデータの精度

「紙」活字からの OCR 変換精度が「判例 DB の検索率」を左右する第 1 の要素となるが、どこまで正確性を追求するか、ここでも採算性と品質のトレードオフ課題に直面する。

OCR 変換時の「漢字パターン認識」の変換ソフトの認識率の問題であるが、永年活版印刷手段にて製本してきた法曹出版界の実情から困難性を極める。出版社は手書き原稿を印刷所に託し印刷、製本するのであったが、印刷用活字自体の消耗、印刷機の入替え、植字・校正要員の交代など多難な波に耐えながらの成果物であった。出版文化を背負った歴史物である。

また、雑誌類は印刷会社間でそれぞれの特性を持つ、一様な OCR 変換に立ちほだかる壁となる。昭和 30 年代の酸性紙や保存状態によっては「紙がポロポロ」「紙の変色」で、機械的 OCR は識字率を下げている要因である。外字や法律独自の難解漢字 (非常用漢字) も効率を下げる。手作業の「目検」で修正を加える手段しか持たない。

判例部分のテキストの 100%化⁶は経済的に成り立たない。

左様な状況であり、判決文章は、原本性を保持するため雑誌類は PDF 形式で再現可能であり、OCR 変換したテキスト部と 2 重構造で使われるのが経済的である。

第 2 章「判例 DB」の形態素解析の検証

「判例 DB」の構造は、全文検索はインデксаでインデックスし、検索クライアントからの要求に対して検索エンジンが用意しておいたインデックスを用いて検索し、結果を表示することになる。文書集合である日本語の部分を総舐めするのは時間的にも経済的にも効率が悪く、インデкса作業工程を通るのであるが、このインデксаの品質により検索結果が異なってくるので、インデкса作業を機械的に行う「形態素解析技法」がそれを左右するのである。

(1) 全文検索技法⁷について

- ① 世界中の数多くの言語には、実にそのすべてに共通する「普遍文法 Universal grammar」がある。
1960 年形式⁶
- ② このような普遍文法は現在「変形生成文法 Transformational generative grammar」と呼ばれる。
- ③ 判例文は文脈自由文法である。
- ④ 自然言語で書かれた文章を形態素 (Morpheme おおまかに云えば「単語」) の列に分割し名詞

⁶ 予算約 41 億円投入の財務省印刷局官報 XML 化作業における約 90 万頁の官報デジタル化は、99.95%の正字率であきらめた。(出典：日経コンピュータ 2002.6.17 号)

⁷ 引用 <http://www.unixuser.org/~euske/doc/nlpintro/>

(Part-of-speech) を見分ける作業：名詞節に続く語尾の変化や格助詞も異なるコンテンツとして区別して検索に使う。

⑤ 現在、日本語を扱う形態素解析モジュールは「HMM, Hidden Markov Model」「KAKASI」「MeCab」「茶筌」「Maja」「デッドリンク」等 12 種くらい発表・研究されておりそれぞれ特徴を持つ。

これら DB 開発する際の採用技法は当然、開発コストや DB 品質維持費に反映され、そのソフト選択は運用コストまで加味された実用度との総合的見地からトータルな視点で選択されている。「商用 DB」はこれらコストが販売価格に転嫁されているので「費用対効果」の視点からマーケティング的な選定がなされる。本研究は、複合検索（フレーズ検索）が可能なタイプの検索システムで、選定基準の 1 要素である、実検索時の適合性を取り上げるものである。

これらの前提を理解した上で、商用「判例 DB」を任意語で実務用語である「代理権の濫用」と「国の河川管理の瑕疵」の 2 例）検証してみると、以下の結果*（紙面都合より結果表記は一部のみ）となった。

2-1: 「代理権の濫用」検索結果・・・その 1 対象調査 LLI 判例 DB Version1.01 調査日 2004-9-11

（本報告書では、以下事件番号表記は略記）

任意語による検索結果は

- 1 : 「代理権」 2 6 7 3 件
- 2 : 「濫用」 1 0 0 0 0 件以上で表示困難（DB 全体での判決文数不明）
- 3 : 「代理権」 AND 「濫用」 3 3 3 件

ヒット率は高いがこれだけあると、判例文を全文読んで目的とする判例抽出作業は実際上困難となる。

- 4 : 「代理権濫用」 8 件

名古屋地平 3(ワ)3087 号、最高 1 小平 1(オ)759 号 福岡高平 1(ネ)306 号、大阪高昭 62(ネ)1237 号 大阪地昭 60(ワ)1479 号、
大阪地昭 53(ワ)7813 号、最高 1 小昭 42(オ)602 号、名古屋高昭 27(ネ)308 号

- 5 : 「代理権を濫用」 1 4 件（+大審院 2 件）

福島地会津平 11(ワ)21 号、最高 1 小平 1(オ)759 号 大阪高昭 62(ネ)1237 号 高松高昭 61(ネ)104 号、大阪地昭 60(ワ)1479 号、
高知地昭 55(手フ)132 号、最高 2 小昭 42(オ)694 号、最高 1 小昭 42(オ)602 号、最高昭 41(オ)1416 号、東京高昭 39(ネ)794 号、
名古屋地昭 35(三)333 号、京都地昭 28(ワ)308 号、名古屋高昭 27(ネ)308 号 神戸地昭 28(三)51 号

補：大審院は任意語検索から外れ、判決日・事件番号で検索方式（法曹界意向）で別 DB 構造である。

- 6 : 「代理権の濫用」 9 件

大阪地昭 60(ワ)1479 号、福岡地昭 57(ワ)3281 号、福岡高昭 54(ネ)5 号、名古屋高昭 51(ネ)483 号、最高 1 小昭 42(オ)602 号、
名古屋地昭 37(三)146 号、名古屋地昭 37(三)125 号、名古屋高昭 35(ラ)177 号、神戸地昭 33(三)292 号

上記の例からも分るように、判決原文自体（判決文を書いた書記官等）の癖や形態素解析ツールの限界があり、実務にあたっては考えられる名詞、格名詞、接続詞、動詞を事案に照らしあわせて、各種の任意語で入力してみる必要がある。場合によれば、複数の異なった形態要素ツールをつかっている DB をそれぞれ検索する必要がある。

どちらがよいどちらがヒット率が低いという問題でない。

* 別表参照 第 2 表「判例 DB」にみる日本語形態素解析技法の検索効率測定

出来れば、2段階検索方式（検索用 Index の範囲の重層化）や検索結果を整理記憶させる学習機能をつけて、後づけで蓄積してゆかねば収斂しない。「判例DB」が上記のようなことから、雑誌検索においておやである。

雑誌DBの『主要法律雑誌DVD』の「記事検索」では、「代理権濫用」「代理権の濫用」を検索すると、執筆者・編集者の実務的な日常語に近い表現をして出版してきた社独自の編集文化（送りかな、省略形等）がありその上の成果物であり、それぞれ社の特徴があるので、複数雑誌を横断した検索方法が望ましい。

第3章 検索結果レコードにみる名詞ヒット部分（判決文原文紹介）

判例全文検索時における課題研究の素材となるので、判決原文を表示する。

検索用語がヒットした部分は、下線を引いた色表示で示しているのが用語の使い方、熟語、句読点の位置などソフト泣かせの実態がわかる。また、ヒットしたレコードは過去の判決文に見るように、担当書記官、裁判官の文書表記上のくせがある。

この現状からどのような「法律辞書」や「形態素解析ソフト」をつかっても、原判決文自体が左様な素材であるので、判例検索に100%の完全一致を求めるのは酷な要求であることが明らかとなった。

3-1:「代理権の濫用」関連の検索 出展LLI判例検索システム Version1.0 2004・9・11

例Ⅰ:【代理権濫用】

① それは同支店長らの権限を逸脱するものであり、代理権濫用行為である。

② 【判示事項】一 親権者の代理権濫用の行為と民法九三条ただし書

③ 控訴人主張の法定代理権濫用の再抗弁について判断する。

以下表記略

例Ⅱ:【代理権を濫用】

① 本件売買契約締結に際し、その代理権を濫用し、原告木下榮子の利益を図った事実

② その法定代理権を濫用して本件抵当権設定契約をすとの事実を知りながら、右契約に及んだものであり

③ したがって右根抵当権設定契約は、法定代理権を濫用してなされたもので無効である。 以下表記略

例Ⅲ:【代理権の濫用】

① そして親権者が右義務に違反してなした代理行為は、法定代理権を濫用であって無効である。

② 本判例文中に「代理権の濫用」と表記ありも検索で表示されない例

→平成4年12月10日最小平元(才)第759号

【判示事項】

一 親権者の代理権濫用の行為と民法九三条ただし書

二 親権者において子を代理してその所有する不動産を第三者の債務の担保に供する行為と代理権の濫用

格助詞なしで表記してある。形態素解析には泣かせる例である。

上記の判示表記は、使用した形態素分析ツールにより「代理権の濫用」とする名詞的用語のかたまりと解釈するので続く、格助詞なしであり、検索表示されない例である。検索をして原文をみられたい。

第4章 例文にみる形態素解析の困難性

「形態素解析」する素材を見てみよう。この例文を形態素解析する場合、検索用インデックスとして、どんな語が適切だと思いますか？ 名詞節を抽出してみましょう。

例文：判決文の一部、1センテンスが346文字ある文章

運転免許の取得及びバイク乗車を禁止する校則に反して、私立高校生が運転免許を取得したうえ自動二輪車を購入して運転したことなどを理由に退学処分した場合において、生徒側が学校の退学勧告を拒否し、退学処分を求める旨の書面を提出するなどの事情の下に右退学処分がされたものであるにしても、学校側はその処分の過程において生徒の今後の改善の可能性を確かめるなど他の懲戒処分をする余地がないかどうかについて配慮した形跡がなく、教育的配慮に欠けることがあったこと、生徒はバイク問題外には普通の学校生活上で問題のある者とはされておらず、適切な指導監督により今後の違反行為を絶つことが期待できなかったとはいえないことなど判示の事情があるときは、右退学処分は、処分者は、処分権者に認められた合理的裁量の範囲を超え違法である。

(平3(ネ)第1927号(甲事件)、平3(ネ)第2031号(乙事件)より)

「処分権者」「合理的裁量の範囲」「退学勧告」等が名詞節候補でしょうか？

上の文章を機械的に一定のルールで処理する Software で、文章のどこに主語の名詞があり何が格助詞か探し出すのは困難を極めると思いませんか？ どこまでも表記された活字を眺めていてのみでは、どんな技法を使っても、じっくり行かないでしょう。このように、表記された判例文章構文の形態素解析には限界がある。

例題では、「学校教育における懲戒上の配慮」のインデックスが想起されるならば、この判例検索の有用性が増すことが容易に解ります。

インデックス生成で、「上位の意味概念」や「同意・同義語」また「背景を説明した辞書」を持つと、判例検索行動は人間に近くなり、一段と向上することが見える。

表記された判例文の中から、抽象的とも言える人間の要望を抽出するには、抽出用語の完全一致方式のみでなく、文脈による「判例意味的連想語検索」技法が望まれる由縁である。

第5章 全文型「判例 DB」メタタグの萌芽

「LLI 判例検索システム」では、任意語検索時に判決全文を舐めた後、『判例タイムス民事解説集』誌の解説文を舐める2層構造になっている。この機能は、著名執筆陣による解説であり、簡素にして要約した解説であるので、同じ目線の用語で検索できるのでヒット率は断然向上するのである。

判例全文で、完全一致しない用語で判決文が構成されていても、事件の意味するところが解説や評釈で関連づけしてあれば、有用なる適合率向上手段である。

任意語検索時には各個人が頭に残像する用語や新聞や一般社会で使う言葉、また一言で全体を呼称する用語・単語列の固まり群で少し広い概念で検索すれば、大網をかけて検索に漏れが無い網羅的検索行動をとることができる。同様な例は、判決文事件が正確な法律用語で表記すると長いタイトルになってしまう場合も「いわゆる・・・」⁹⁾と省略表記するケースが多い、『最高裁判所判例解説』

⁹⁾ 「いわゆる検索」と呼称する。 By Nakayama & Inagaki 2004-9-11

本誌の頁見出しにもよく見られる。

この「いわゆる」語の後に続く用語は検索用インデックスとして有用と考える。

例 1：手形訴訟制度の濫用

いわゆる私製手形に係わる手形金請求の…

例 2：賃貸借契約に基づく借地借家法の賃料減額請求の可否

いわゆるサブリース契約

例 3：学納金返還事件、不当利得返還請求事件

いわゆるすべり止め

また、司法試験論文問題等における論理力養成に対比する学説や論説をみいだすに有効な検索手段である。同一判決文の中に以下が表示される。

例 4：刑事上の因果関係に関する刑事責任訴訟問題では

いわゆる相当因果関係説…

いわゆる客観的帰属説…

例 5：刑法 47 条の法意【最高裁 1 小平成 15 年（あ）第 60 号】

いわゆる加重主義を採った趣意に…

いわゆる併科主義による過酷な結果…

また、最近の音や絵、アイデアで争う著作権訴訟、医療過誤、知的財産等の判決の事案説明では、人間の感覚相違に近い微に入る表現や微妙なニュアンスに近い判断領域で争われ 1 次元の活字文書表現では伝わらない事象が多く、文章表現のみでは超長文（1 判決で A4 紙 2～300 枚且つ複層化した関係者図などの図解・図表付が多くなりつつある）になり、より文字情報の判決文全文検索を困難に至らしめていく。

形態素解析技法のみに頼る日本語全文検索の限界もみえている。

左様な状況により最近の『最高裁判所判例解説』本誌の一部には、メタデータ的な発想で事件番号に呼称（俗称事件名、ニックネーム）が付けられている。現在はコメント筆者や新聞社、出版社、また下級審で任意に付与されているようであるが、メタデータの要素を含んでいる。

過去、社会的財産蓄積として、違法性の認識では『狸とむじな事件』、権利の乱用問題では『宇奈月温泉事件』、学問の自由・大学の自治と治安情報収集との相克関係では『ボボロ事件』等と呼称（俗称事件名）を付加して、大掴みなインデックスを保有していた。

これと同じ概念で、呼称事件名が体系化されて蓄積されれば「判例 DB」検索の、ある切り口として多様な検索に道を開く n 次元検索の有益なアイテムとなってくるのではないか。裁判所関係者や出版者・社の努力を讃えるとともに続けてほしいものである。

呼称事件名とその事件の持っている意味・意義などを連結すれば全文検索に無い「連想検索」が可能になる。

最近の著名な呼称事件名を紹介する。

- ① [ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件]（音楽の複製）
- ② [サイボーズ事件]（ソフトウェアの表示画面）
- ③ [発光ダイオード論文事件]（著作者人格権・著作者財産権の名誉回復）

④[コルチャック先生事件] (言語の著作物)

⑤[光学的縮小投影露光装置論文事件] (先行文献の著作者人格権)

このように事件名が呼称で命名されており、人間の記憶認識に近いインデックス付与がみられる。この呼称が体系化の基でなされてゆけば、将来、「判例検索 DB」のメタデータの関連付けとして有用なる候補となるであろう。

第6章 まとめにかえて

国民の司法参画時代を迎えて「判例 DB」は、国民のアクセス権を確保する必要がある。文化国家として「判例 DB」と「法律 DB」は、国民の基本的資産の形で、簡単な操作で目的に達する庶民にとって分かり易い方法で提供されるべきものである。

今、判例文章の視覚障害者向け教育用点字化プロジェクト¹⁰が始まります。音声化、Context 化の潮流を前に、基礎的な DB 基盤の未整備¹¹が目につきます。

本研究の検証にみられるように検索測定結果から「判例 DB」には、「法律辞書」の充実が必須であり、表記の揺れと独特の構文構造を持つ判決文向けに「法律用語専用の形態素解析ソフト」等の言語処理技法の基礎的整備の必要性が再認識されるであろう。

その様な基盤の上に、法曹界独自の文脈による「判例意味的連想語検索」データベースが花咲きま

す。

ここで「次期判例 DB」の概念図¹²を第1図に表す。

関係者は、過去の判例ばかりを注視している訳には行かない。毎日毎日どんどん新判決が重なって行くからである。判決文の国民開放を前に、今、「判例の可視化技法」の研究・開発をしないと、いつまでも「ゴミの検索に泣かされる」であろう。また、判決文自体の文書構造を、国際標準化¹³をしてゆく努力も求められてこよう。

本邦の「判例 DB」は、「量から質へ」の転換期に来ている。

【参考文献】

- 1: 『最高裁判所判例解説』民事編・刑事編各号、『下級裁判所民事裁判例集』各号 (財) 法学会刊、
- 2: 最高裁判所図書館『邦文法律雑誌記事索引』各年度 (財) 法学会刊
- 3: 『裁判所データブック 2004』(財) 判例調査会
- 4: 『判例年報』判例タイムズ社刊
- 5: 『国立国会図書館 カレントアウェアネス No.274 CA1478』 筑波大学図書館情報学系: 山本 順
- 6: 『情報検索のスキル』中公視書 三輪真木子著
- 7: LEXIS-NEXIS A law student's guide to using
- 8: Discovering Westlaw & Researching Case and Statutes.Using Westlaw.com 2004

(記 2004.Nov.7)

¹⁰ 文科省平成16年度法科大学院形成支援プログラム: 中京大学大学院法務研究科

¹¹ 裁判所に対する国の予算は平成15年度で0.384%である。(出典: 『裁判所データブック 2004』(財) 判例調査会)

¹² 参照別表 第1図 次期判例 DBにおける「法情報シソーラス辞書」「連想語辞書」の位置づけ

¹³ XML Standards for Integrated Justice Information Sharing: JURIX e-Government

第2章 「判例DB」にみる日本整形形成外科協会の経験的標準 検定……(その1)

検定目的：民法第93条ただし書を前提適成している判例を知りたい……のケースの場合

判例番号	判例要旨	【代理権濫用】	【代理権を濫用】	【代理権の濫用】
1	東京地裁平成14年(ワ)第24655号	○		
2	名古屋地裁平成14年(ワ)第2148号		○	
3	広島地裁平成14年(ワ)第186号		○	
4	東京地裁平成13年(ワ)第9147号		○	
5	東京地裁平成13年(ワ)第1218号		○	
6	東京地裁平成12年(ワ)第837号		○	
7	東京地裁平成12年(ワ)第30号		○	
8	名古屋地裁平成11年(ワ)第12339号		○	
9	名古屋地裁平成11年(ワ)第2331号		○	
10	名古屋地裁平成11年(ワ)第134号		○	
11	東京地裁平成11年(ワ)第111号(ワ)第21号		○	
12	仙台地裁平成10年(ワ)第3159号		○	
13	札幌地裁平成10年(ワ)第1588-2388-2712-2809号		○	
14	札幌地裁平成10年(ワ)第789号		○	
15	東京地裁平成9年(本)第4830号			○
16	東京地裁平成9年(本)第4830号			○
17	東京地裁平成6年(ワ)第60号			○
18	東京地裁平成5年(ワ)第9942号			○
19	名古屋地裁平成3年(ワ)第3087号			○
20	福岡地裁平成1小平5年(才)第759号			○
21	福岡地裁平成5年(本)第306号			○
22	大阪地裁平成2年(本)第1237号			○
23	大阪地裁平成1年(本)第104号			○
24	大阪地裁平成60年(ワ)第1479号			○
25	福岡地裁平成57年(才)第3281号			○
26	東京地裁平成57年(才)第1187号			○
27	東京地裁三小昭57年(才)第377号			○
28	東京地裁三小昭55年(才)第266号			○
29	福岡地裁平成55年(才)第132号			○
30	福岡地裁平成54年(才)第5号			○
31	大阪地裁平成53年(ワ)第7813号			○
32	東京地裁平成53年(ワ)第592号			○
33	名古屋地裁平成51年(本)第483号			○
34	福岡地裁二小昭42年(才)第694号			○
35	福岡地裁一小昭42年(才)第602号			○
36	東京地裁平成41年(才)第1416号			○
37	東京地裁平成39年(本)第94号			○
38	福岡地裁二小昭39年(才)第284号			○
39	名古屋地裁平成37年(本)第146号			○
40	名古屋地裁平成37年(本)第128号			○
41	名古屋地裁平成37年(才)第323号			○
42	名古屋地裁平成37年(才)第184号			○
43	福岡地裁平成35年(才)第29号			○
44	福岡地裁二小昭29年(才)第220号			○
45	福岡地裁二小昭28年(本)第1588号			○
46	福岡地裁平成28年(ワ)第208号			○
47	福岡地裁平成28年(才)第51号			○
48	福岡地裁平成27年(本)第308号			○
49	名古屋地裁平成27年(才)第164号			○
50	大阪地裁平成11(れ)第140号			○
51	東京地裁平成93条(本)第140号			○

140,000 175,961 5,978 発着なし
 東京地裁平成93条(本)第140号
 東京地裁平成93条(本)第140号
 東京地裁平成93条(本)第140号
 ※ 判例データベース「判例DB」に収録されている判例を知りたい……のケースの場合

【注1】
 ○ 判例データベース「判例DB」に収録されている判例を知りたい……のケースの場合
 △ 判例データベース「判例DB」に収録されていない判例を知りたい……のケースの場合
 □ 判例データベース「判例DB」に収録されていない判例を知りたい……のケースの場合
 ※ 判例データベース「判例DB」に収録されていない判例を知りたい……のケースの場合

第1図 法情報データベースと辞書と判例意味的連想語辞書の構築図

(色部上の図で金融分野の業務界とデータベースの運用事例)

IME、ATOK→十法律辞書組込み

参照 用語DVD補助法律辞書
有斐閣 法律類語辞典「法律学用語変換辞書」等
<http://crouton.as.wakwak.nc.jp/pub/kks/index.html>

入力支援・検索支援

外字処理

法曹界用外字辞書
(JIS第2水準外)
法曹界用外字辞書

引用辞書
引用分新・新訂データベース
① 算定的引用
② 体系的引用
③ 体系的引用
④ 体系的引用

論理展開



用語(同義語・同義語)新語辞書

① 用語が概く(名詞) 略称(で略し)
② 日本語訳語が表意されていない明
融具体契約(特定投資仲介契約)・コミットメントライン

一担当担取断請求
一ネーロー・ロンダリング
一コミットメントライン

判例データベース 提要
電子回書・音書

法令条文データベース

判例意味的連想語辞書データベース

背景解説辞書データベース

抵当権が設定されている旨の登記のある不動産の所有権や、そのような上乗を目的とする地上権や水小作権を取得した者が長年に定めて一定の手続きを履行し、抵当権者に注意の念を怠らないうちに、その抵当権を消滅させる制度(民法387～391)。
訴訟上のものは「狭い」意味で「無効」を意味する。抵当権者が消滅させるための第三取得者を保護するための制度であるが、抵当権者がその効力を主張するときは、消滅権の請求をしなければならぬことになる(同384)。抵当権者にとっては不利な制度といわれ、阻止高止根拠。

株主等の取引で得た不正な資金をたかま公平な取引で得た資金であるかのように見せかけるために、相取の金融機関の口座間で資金移動を行ったとき、多額の金融商品を購入し、取引として軍の資金の出所を隠蔽する行を、困難にその防止が要請されており、日本でも金融機関での口座開設時の本人確認の厳格化などの対策が講じられている。マネー・ロンダリング(洗浄)といわれている。

金融機関等(債主)が、手数料を請求することにより、一定期間にわたって一定の融資限度(融資枠)を確保・維持し、顧客(借主)が契約期間中、融資枠の範囲内で借り入れを行うことのできる権利を取得し、金融機関がその範囲内で顧客に対して金融を貸し付ける業務を営むことを内容とする契約。平成11年3月に成立、公布された特定投資仲介契約に関する法律に基づき、金融機関等は融資枠のうちの一定の範囲内において、借主の名称、新築建設を有し、借主が不動産取得権を行使するに必要となる底落を営む。融資枠は期間と限度額により画定されており、借主は该企业(株式会社)の債権に関する限りの場合に限り、法律第24条に規定する株式会社)に限定されている。借主の債権には利息制限法および出資禁止法が適用されない。

研究課題Ⅲ：判決文文章表現や文書構造は統一的であるか？

発表資料

—XML Standards for Integrated Justice Information Sharing: A Review and Discussion of Current Activities

David J. Roberts

JURIX e-Government Workshop 9 December 2003

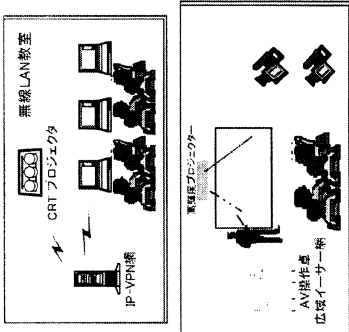
出版者 株式会社 株式会社 株式会社
TEL: 03-2400-1111 印刷 by 株式会社
Copyright © 2003 株式会社

第2図 法科大学院用 自己学習における学習教材活用のイメージ

..... 自己学習支援体制 考え方の例

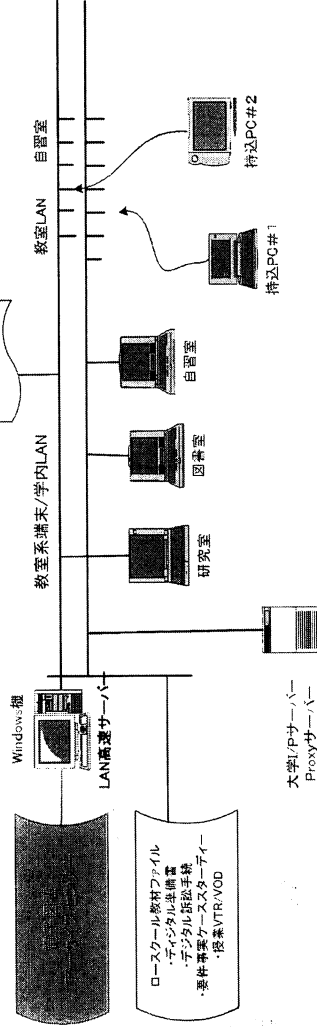
このパターンの特徴

・デジタル素養を自己学習できる。



模範法廷・遠隔地エクスステンション教室
ソクラテス教室・Harvard大学Rotisserieを推奨

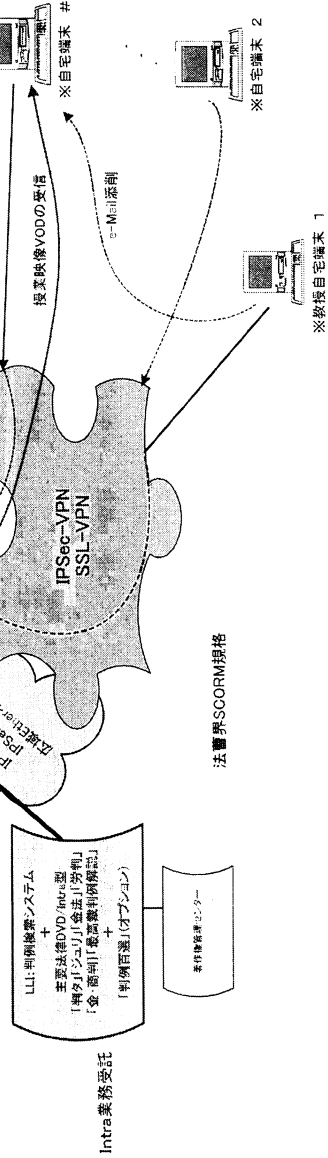
1: 教室/自習室のLAN接続



※キャンパスと外部接続の運用方針

- ・FTPやMini案件の範例
- ・どんなアプリケーションソフトを採用するか?
- ・シフトパスの効率化と整合性
- ・通信回線料の経済性

2: On Demandサービス



自宅学習の方向性

- ・課題作成は、LLI判例検索システムを中核とした電子教材、判例全文検索の習熟
- ・基本情報検索→学校で開室し印刷
- ・収録授業ビデオ/判例データベースによる学習
- ・案件事実の整理+「訴訟書」等ツール利用によるケーススタディー学習
- ・ソクラテス教室 (Harvard/Berkman Center 型) E Mail
- ・サイバーコートシステム (KDDI: ロースクール) VOD
- ・デジタル訴訟手帳

2004年12月現在、本誌掲載内容 印刷時改訂

資料 3

「法科大学院用自己学習支援体制」
の運用方針を概観している。